

令和2年度太良町における障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、太良町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

太良町においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、太良町に属する全ての組織に適用する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

（3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

各部署における障害者就労施設等からの調達を促進するため、町民福祉課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各部署に提供する。

（4）調達実績の取りまとめ及び公表の方法

町民福祉課は、会計年度終了後に、障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、法第9条第5項に基づき、その概要を町ホームページに公表する。